

2007年9月6日施行

2017年8月31日改正

2018年9月6日改正

日本経営学会倫理綱領

I. 趣旨

日本経営学会を取り巻く環境が様々な面で急速に変化しているが、そのひとつは、研究および教育にかかわる倫理の向上が社会から強く要請されていることである。こうした社会の要請に応えるために、日本経営学会は「日本経営学会倫理綱領」を制定し、会員の研究活動、教育活動およびその他の学会活動にかかわる行動規範を明確にし、学会として倫理性の向上を目指すこととする。会員は、会員としてまた社会の一員として、「日本経営学会倫理綱領」を遵守しなければならない。

以下の「II. 行動原則」は、会員のすべての活動の基礎となるべき根本原則であり、次の「III. 行動規範」は、「行動原則」の精神をより具体的に規定したものであり、これもまた誠実に遵守されるべきものである。すでに日本経営学会には、1926年（大正15年）の創立のさいに制定され、その後改正、改定をみた「日本経営学会規則」が存在している。「日本経営学会規則」と「日本経営学会倫理綱領」との関係は、前者は本学会の目的および活動を規定するものであり、後者は個々の学会員が、会員としてまた社会の一員として、守らなければならない行動規範である。

会員は、この「日本経営学会倫理綱領」が時代の変化とともに、より高い倫理性をめざして、絶えず検証され、必要に応じて修正されるものであることを認識しておくべきである。

II. 行動原則

1. 会員は、研究活動、教育活動およびその他の学会活動において、法令を遵守するだけでなく、研究者の良心に従って、誠実に行動しなければならない。
2. 会員は、公正かつ誠実に自己の職務を遂行することにより、社会から信頼と尊敬を得よう努力しなければならない。
3. 会員は、すべての人々の基本的人権を尊重しなければならない。会員は、国籍、民族、思想信条、性別、年齢、出自、ハンディキャップ等を理由として、個人および団体を差別してはならない。
4. 会員は、いかなる場合においても職務上の権限を濫用してはならず、また、他者の人格や尊厳をそこなってはならない。

III. 行動規範

1. 研究活動にかかわる行動規範

- 1-1. 会員は、研究活動を通じて、真理の探究と知の開拓に努めなければならない。
- 1-2. 会員は、会員にふさわしい研究能力ならびに学問上の見識を兼ね備えるよう努めなければならない。
- 1-3. 会員は、研究活動において、他者の人格を尊重しなければならない。
- 1-4. 会員は、研究の過程で得られたデータのねつ造および改ざんをしてはならない。
- 1-5. 会員は、他者の研究成果を剽窃してはならない。
- 1-6. 会員は、二重投稿（他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること）、不適切なオーサーシップ（論文著者を適切に公表しないこと）を行ってはならない。
- 1-7. 会員は、他者から委託された研究費の不正使用ならびに虚偽の申告をしてはならない。
- 1-8. 会員は、差別語ならびに差別表現を使用してはならない。
- 1-9. 会員は、研究の過程で知り得た未公開の内部情報を利用して「インサイダー取引」にかかわってはならない。

2. 研究成果の公開にかかわる行動規範

- 2-1. 会員は、研究成果を公開することによって、社会との建設的なコミュニケーションを図らなければ

ならない。

- 2-2. 会員は、研究成果の公開にさいして、科学者として公正中立な立場を保持しなければならない。
 - 2-3. 会員は、有償または無償で受託研究およびコンサルティング活動をするさい、会員もしくは会員が所属する組織と委託者とのあいだで取り交わされる公正な契約書の規定に従って、コンサルティング活動を行うだけでなく、本綱領を遵守しなければならない。
 - 2-4. 会員が研究の過程で知り得た内部情報が社会公共の利益を損なうと判断された場合には、本綱領に基づいて適切に行動しなければならない。
3. 教育にかかわる行動規範
 - 3-1. 会員は、教育に携わる者として、対象となる者の人格を尊重しなければならない。
 - 3-2. 会員は、教育の対象となる者にたいして権力の濫用となるパワー・ハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。
 - 3-3. 会員は、教育の対象となる者にたいしてセクシャル・ハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。
 - 3-4. 会員は、教育の対象となる者の人格を傷つけるモラル・ハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。

IV. 倫理委員会の設置

1. 本綱領を施行するため、理事会は、常任理事1名を倫理担当役員とし、その者を委員長とした、理事7名より構成される倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員会は理事会に対し、①会員の適正なる倫理観を涵養し、本綱領に反する行為の発生を未然に防止するための諸措置を提言し、②本綱領に反する疑いのある行為の事案が発生した場合には、当該事案に係る事実関係を調査し、その結果を報告する。
3. 倫理委員会は、前項②における調査を行うに当たって、別に定める「日本経営学会倫理違反事案取扱規程」に従うものとする。

V. 附則

1. 本綱領は、2007年9月6日より施行する。
2. 本綱領は、日本経営学会理事会の議を経て会員総会の過半数をもって変更することができる。

以上